

産科医療保障制度のお知らせ

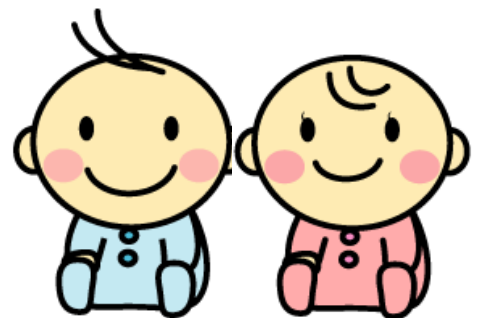
平成21年1月1日以降の分娩から「産科医療保障制度」が創設開始されます。

この制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持ち、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

原則として出生体重が2,000g以上かつ妊娠33週以上のお産による出産で生まれた重度の脳性麻痺となった赤ちゃんが対象になり、補償額として準備一時金600万円、以後20年にわたり総額2,400万円(120万円/年)が支払われるものです。当院は「産科医療保障制度」加入分娩機関であり、産婦人科外来で分娩予約の際に登録受付を行います。

制度の詳細については下記ホームページをご覧ください。

運営組織：財団法人日本医療機能評価機構（<http://jcqhc.or.jp/>）



このマークは、産科医療保障制度のシンボルマークです。
産科医療保障制度は、財団法人日本医療機能評価機構（厚生労働省所管）が行っております。